

フランスの小学校配置制度と「農村学校」

はじめに

わが国では、今日、少子高齢化、規制緩和、国及び地方公共団体の財政悪化等を背景として、学校の統廃合による適正配置が進められている。学校の適正規模を維持することにより、その教育の質を保障しようとする意図はわかるとしても、統廃合は地域から学校を奪うことにほかならず、特に義務教育段階においては、教育の機会均等の原則にかかわる。子どもたちが住んでいる地域に学校がなければ、教育の機会均等は保障できないおそれがあるからである。その意味で学校の設置は教育の機会均等を保障するための基底的条件であるともいえる。

フランスとわが国はともに単一国家であり、教育行政の中央集権的性格も類似している。その反面、小学校の設置主体である市町村の数は、わが国の約 1800 に対し、フランスでは 3 万 5000 を超える。また、フランスの人口はわが国の約半分であるのに対し、その国土はわが国の 1.5 倍、公立小学校数も 1.5 倍にのぼる。他方では、公立中学校（フランスでは「コレージュ」）の数を見ると、フランスはわが国の半数程度しかない。こうした大雑把な比較からも、そして統廃合が進むわが国の現状からみても、フランスの、特に小学校の学校配置のあり様は比較検討の素材になると思われる。その際に、広い国土の大半を占める農村部の小学校（「農村学校」、*école rurale*）⁽¹⁾に着目したい。そこでこそ適正配置の在り方が問われるはずであり、いかに学校教育を保障するかという意味での機会均等が課題となるからである。

わが国の先行研究では、都市部の学校選択に関する蓄積はあるものの、通学区域や学校設置の基本を定める法令すら十分には紹介されていない状況にある⁽²⁾。そこで本報告では、公立小学校の基本データを示したのち、通学区域や学校配置に関する法令を整理し、その実態の一端を示す。その上で、「農村学校」に着目し、学校配置の制度と現状を明らかにする。なお、フランスでは、小学校とコレージュでは法制度が大きく異なるため、対象を小学校に限定する。

1 公立小学校の基本データと市町村のフランス的特徴

最初に、国民教育省の統計をもとに、公立小学校の基本データを確認しておきたい。

① 公立小学校数の推移

1980-81 1990-91 2001-02 2005-06 2008-09 (年度)

45664 39009 34279 33085 32750 (校数)

② 学級数別に見た公立小学校の数 (2008-09 年度)

1	2	3	4	5	6~10	11~15	16以上	(学級数)
3948	4402	3583	3290	3637	10086	2698	352	(学校数)

(Ministère de l'Éducation nationale 2009:37)

まず、フランスの学校数は、わが国との比較からみると多いものの、その推移によると、1980年から30年の間に約3分の2に減少している。一方、それでも、学校規模はわが国からみると極めて小さい。わが国の学校の標準学校規模とされる12~18学級を念頭において、11学級以上の学校の割合を求めてみると、全体の9%を占めるにすぎない。また、学校に1学級しかない「単級学校」も4000校近くあることが注目される。

なお、フランスでは、私立学校も5138校あり、小学校全体の14%を占める。この割合はヨーロッパの中でも高い国として知られている。

次に公立小学校の設置主体である市町村について見ておきたい。わが国と同様に、公立小学校の設置義務を負うのは市町村(コミューン)である(教育法典第L.212-2条、後述)。フランスの地方自治制度は、①市町村(commune)、②県(département)、③州(région)の三層構造をなしているが、その基底部をなす市町村は、中世の都市コミューンや、農村の司祭の管轄区域であった教区にその起源が求められる。4万4000を数えたこの地方共同体は、フランス革命を経てもそのまま地方自治体としての法的地位を与えられ、それ以降、区域もほとんど変化することなく現代まで存続している(川崎信文 1987:143)。

この市町村は、人口別に区分されるわが国の「市」、「町」、「村」とは異なり、人口の多寡を問わず、県より小さい行政区分を意味する。1999年の国勢調査によれば、全市町村のうち、実に90%に当たる約3万2000の市町村が人口2000人未満であり、76%に当たる約2万7800の市町村は人口1000人未満である。人口がわずか50人未満の市町村も1006ある。反対に、人口1万人以上の市町村は921を数えるにすぎない(門彬 2003:2)。

フランスの場合、市町村合併はあまり進展することなく、広域行政組織により、社会経済上の変化に対応してきた。この組織は7種類あり、農村型のそれは「市町村共同体」(CC)と呼ばれ、1992年の地方行政指針法により制度化されたものである。7種類の広域行政組織に参加している市町村は全体の88%に及ぶ(山崎 2006:86-88)。後に見る学校設置に係る広域行政組織もこうした制度に依拠するものである。

フランスにおいても、公立小学校は市町村の生活の中心であり(La Cour des comptes 2008:1)、それが«la Communale»(意識すれば「おらが学校」であ

ろうか)と呼ばれていることからその象徴的位置づけをうかがうことができる (Duhamel, M. et al. 2003:1)。フランス特有の小規模市町村との密接な結びつきが公立小学校の数と規模を説明する最も大きな要因であろう。

2 公立小学校の通学区域等に関する法令と実態

次に、関係法令を整理しておきたい。フランスの教育に関する法律は「教育法典」に集成されており、通学区域や学校設置については次のように3種に分かれて規定されている。

(1) 義務教育に関連する規定

教育法典(法律の部)第1部「一般共通規定」第1編「教育の一般原則」の第3章「就学の義務及び無償制」において、次の通り通学区域に係る規定がある。

「第L.131-5条 第L.131-1条に定める就学義務を課された子どもの責任者は、これを公立若しくは私立の学校に学籍登録させ、又は、自らが家庭においてこれに教育を受けさせることを市町村長及び大学区視学官(国民教育県事務局長)に対して届け出なければならない。後者においては、毎年の届け出が求められる。

……

2つ以上の公立小学校の近隣に住所を有する家庭は、小学校が命令で認められた最大児童数にすでに達したのでない限り、その小学校が家庭の居住する市町村域に存するか否かを問わず、子どもをこれらの小学校のいずれかに学籍登録させうる権利を有する。

ただし、公立小学校の区域(ressort)を第L.212-7条の規定に従って定められているときは、家庭は、当該小学校の区域を定める市町村議会による又は所管市町村間広域行政組織(coopération intercommunale)の議決機関による議決に従わなければならない。

公立小学校の区域を第L.212-7条の規定に従って定められているときは、公立または私立の小学校への児童の学籍登録は、第L.131-6条に定める学校名簿への登録証明書の提示に基づいて行う。この証明書は、市町村長が交付し、市町村長はこれにより子どもが通学すべき小学校を指示する。」

このうち、第L.131-1条とは「6歳以上16歳未満のフランス人及び外国人の男女両性の子どもに関して、教育は義務である。」とする義務教育に関する規定であり、第L.131-6条とは「市町村長は、毎年の新学年に、その市町村に住所を有し就学義務を課されたすべての子どもの名簿を作成する。」とする規定で

ある。第 L. 212-7 条については次の（２）で説明する。

一般に、教育法典のコンメンタールによると、フランスにおけるいかなる法の一般原則も、保護者に学校選択の自由を認めているわけではないと解される（Debène, M. et al. 2007: 69）。現行法（第 L. 131-5 条）では、通学区域が定められている場合は、その決定に従うことが求められる反面、2つ以上の公立小学校の近隣に居住する家庭には、「その小学校が家庭の居住する市町村域に存するか否かを問わず」、学校を選択する権利が与えられている。

なお、法律上は出てこないが、フランスにおいても、わが国の指定校変更に当たる仕組みが実態としてはあり、特例（*dérogation*）と呼ばれている。

（２）国と地方公共団体との間の権限の配分に関連する規定

公立小学校の設置等に関する大枠は、教育法典第 2 部「教育行政」第 1 編「国と地方公共団体との間の権限の配分」の第 2 章「市町村の権限」に定めがある。その内容は次の通りである。

「第 L. 212-1 条 小学校及び保育学校とその学級の創設及び設置は次に再掲する地方公共団体一般法典第 L. 2121-30 条の規定により定められる。

第 L. 2121-30 条 市町村議会は、県における国の代表の意見を聴取した後、公立の小学校及び保育学校とその学級の創設及び設置を決定する。」

「第 L. 212-2 条 すべての市町村は、少なくとも 1 校の公立小学校を備えていなければならない。役所所在地若しくはすべての集落から 3 キロ以上の距離にあり、15 人以上の学齢児童がいるすべての小集落においても同様である。

ただし、2つ以上の市町村が合同で 1 つの小学校を設置、維持することができる。こうした合同は、2つ以上の地域の距離が 3 キロ以内であり、そのうちの 1 つの地域の学齢児童数が一定して 15 人以下であるときに、義務的である。

ある市町村に属する 1 つ以上の小集落を近隣の市町村の小学校に結び付けることができる。こうした措置は関係する市町村の議会の議決により講じることができる。」

「第 L. 212-4 条 市町村は公立小学校の経費を負担する。」

「第 L. 212-7 条 複数の公立学校のある市町村では、各学校の区域は市町村議会の議決により決定される。複数の公立学校を有する市町村間広域行政組織に公立学校運営費が移転されているときには、この組織の議決機関により各学校の区域が決定される。第 L. 131-4 条の意味での子どもの責任者による児童の学籍登録は、第 L. 131-5 条の規定に従って行われる。」

「第 L. 212-8 条 公立保育学校、幼児級、小学校が、他の市町村に居住する家庭の児童を受け入れる場合、運営費は受け入れる市町村と居住する市町村の

間での合意により分担される。公立小学校の運営に関する権限が市町村間広域行政組織に移転されている場合は、同組織を構成する市町村の全体の区域が、本条の適用のために、受け入れ及び居住市町村とみなされ、運営費の分担に係る合意は同組織により行われる。

運営費に関する関係市町村の合意が得られない場合は、各市町村の分担額は国民教育県審議会の意見を受けて、県における国の代表者により決定される。

居住する市町村の分担額を算定するためには、その市町村の財源、受け入れ児童数、受け入れ市町村における支出全般に基づく児童1人当たりの平均費用が考慮される。そのために考慮すべき支出は、課外活動費を除く、運営費である。必要な場合は、国務院の命令が、児童1人当たりの平均費用を算定するために考慮された支出と市町村の財源を計る要素を決定する。

ただし、前項までの規定は、居住する市町村の学校がその子どもの就学を可能とする収容能力がある場合、居住する市町村の長が、受け入れ市町村からの相談を受けて、その子どもの市町村外での就学を承諾する場合を除き、居住する市町村には適用されない。本項の意味での収容能力を証明するためには、学校は教員のポストとその運営に必要な場を有していなければならない。

前項の例外として、国務院の命令は、次の理由により、市町村に居住する子どもが他の市町村における学籍登録を認められる場合、居住する市町村がその就学に財政的に関わることを義務付けられる様式を定める。

1 親の職業上の責任。親が、直接的または間接的に、子どもの昼食や保護を保障できない市町村、または、公認の母親支援サービスを組織していない市町村に居住している場合。

2 同じ市町村の学校に兄弟姉妹が学籍登録している場合

3 医療的な理由

この命令は、さらに、承諾が得られない場合に、県における国の代表者が決定を下す条件を定める。

公立学校の運営に関する権限が市町村間広域行政組織に移転している場合は、同組織の長は、居住する市町村の長に代わり、収容能力を評価し、財政的な関与に同意する。」

以上の法律で着目すべきことは、第1に、小規模学校を許容する法律の基準である。近隣の集落から3キロ以上離れており、15人以上の学齢児童がいる集落に学校を設置するという基準である(第L.212-2条)。第2に、通学区域の設定の主体は市町村議会であるとされる点である(第L.212-7条)。第3に、近隣の市町村との協力関係や市町村間広域行政など、学校設置に関する多様なあり方が示されている点である。このうち、第1の点については、その元となった

法律が1886年の初等教育組織法であり、制定当初から今日までほとんど修正が加えられていないことによるところが大きい (Duhamel, M. et al 2003:4)。一方、第2及び第3の点は、2004年8月13日法 (いわゆる第2次権限移譲法) 第80-II条により修正されたものである。同法により、従来、通学区域の指定は国の名の下に市町村長が決定していたが、その権限が市町村議会に移譲され、また、市町村間広域行政の場合も、その議決機関に権限が移譲された。この改革については、行政から政治への決定権の移行の動きであるとともに、特に農村部における小学校のネットワーク化を促進するという国民教育省の意向も見える (Durand-Prinborgne, C. et Legrand, A. 2006:66)。

(3) 学区図に関する規定

学区図 (carte scolaire) については、教育法典 (命令の部) の第2部「教育行政」第1編「国と地方公共団体との間の権限の配分」の第1章「国の権限」のなかに規定が認められる。「初等教育段階の学区図」については次の1条のみである。

「第D.211-9条 学級ごとの平均収容児童数と学校ごとの教員配置数は、国民教育大臣の定める全般的な方針を考慮し、学級の特徴、児童数、予算上のポストに応じて、県同数専門委員会の意見を聴取した後、大学区視学官 (国民教育県事務局長) により決定される。」

すなわち、学校を設置する主体は市町村であるが、教員の配置は県における国民教育省の代表である大学区視学官の権限である。したがって、厳密には、創設 (création) と開設 (ouverture) は異なり、権限の配分の原則に従うならば、前者は市町村の、後者は国の権限であるとされる (Rouquette, R 2004:26)。なお、国民教育省では2000年から初等教育の学区図に関する作業チームを設置して、2001年から年次報告書を出している。同報告書では、人的資源、地理的、人口的、社会的文脈の指標を考慮して、県ごとの教員配置数の算定方法を示している (Van Zanten, A. et Obin 2008:26)。

(4) 通学区域制度の実態

通学区域制度の実態を簡単に見ておきたい。会計検査院は2009年に「市町村と共和国の学校」という報告書を公にしている。複数の小学校を設置している73市町村に対する調査結果によると、その4分の1に当たる18市町村では通学区域の設定自体が行われていない。市町村の説明によると、実際にはほとんどの子どもたちが家から最も近い学校に通っており、設定しない方が柔軟な対応ができるという理由による。また、通学区域を設定している市町村のうち

5分の2は、市町村長の命令や市町村議会の議決を伴っていない。通学区域は、市町村内の地理的区割に対応しており、わざわざ決定する必要がないからである。さらに、市町村域の一部に通学区域の設定しているところもある。たとえば、ル・マン市では、原則として学校は選択できるが、3分の1程度の学校は選択外である。通学区域は特に社会的混成（mixité sociale）を促進するために介入が必要な地域で厳格に適用されており、その他の地域では定員との関係で柔軟に運用されている。一方、居住する市町村とは異なる市町村の小学校への就学の現状についてみると、先に紹介した教育法典第L.131-5条の他に市町村外への就学に関するいかなる禁止や制限に関する規定もなく、また、近隣という概念の定義もないことから、家庭に大きな自由が与えられていると同報告書は指摘している。その割合は特例による指定校変更の割合よりも高く、情報提供のあった市町村でみると、10%以上の子どもたちが他の市町村から通学しており、小学生が1000人以下の市町村では50%を超えるとの実態を明らかにしている。（La Cour des comptes 2008:42-47）

3 「農村学校」と広域学校統合

（1）「農村学校」とは

農村学校には、ステレオタイプのイメージがある。単級学校で児童数も少なく、全学年が1つの教室で学び、学校の女性教師は10キロ離れた同じく単級学校の男性教師と結婚しており、彼は村長の秘書官である、といったものである（Alpes, Y. et Fauguet, J.-L. 2009:17）。ただし、一般に「農村学校」という表現が用いられるが、都市と農村の区分に関する厳密な規定はない。長年にわたって用いられてきた「農村」の定義は、役所所在地の集落の人口が2000人以下というものである。

1996年に国立統計・経済研究所（INSEE）は、新たな区分として、「都市部が優勢な地域」（13300市町村）と「農村部が優勢な地域」（23300市町村）を提起し、1998年には、後者をさらに4つの下位区分に分けている。すなわち、①都市部の弱い影響を受けている農村（就労人口の20%が都市部で就労している、8359市町村）②農村部の拠点（2000～5000の雇用を有する、337市町村）、③農村部の拠点的市町村の周りにある農村（就労人口20%以上が農村部の拠点的市町村で就労する、2925市町村）、④孤立している（他の市町村から離れている）農村（残りの10790市町村）である。

「農村部が優勢な地域」は、1990年の時点では、全小学校の41%、全児童の24%を占め、2002年の時点でも、全小学校の31%、全児童数の21%を占めている。下位区分で見ると、農村部の拠点的市町村では96%が小学校を設置し

ているのに対し、孤立した農村ではその割合は54%にとどまっている。さらに、小学校を設置していない市町村が全体の30%もあり、最も過疎の進んだ12の県ではその数は50%を超えている。

単級学校の数についてみると、1960年の19010校から2000年には5606校にまで減っており、1960年に存在していた学校の実に7割が廃校になったことになる。この減少は明らかに農村部に、しかも孤立した農村に影響を与えており、上記の学校を設置していない市町村の数に表れている(Alpes, Y. et Fauquet. J.-L. 2009:51-55)。

1970年代から、農村部における学校の孤立を解消し、教育資源をより有効に活用するために3つのタイプの仕組みが発展してきた。第1は、市町村間広域行政学校統合(regroupements pédagogiques intercommunaux, RPI)であり、これには2種類ある。1つは、完全な統合であり、単級学校を集めて、1つの敷地内に1つの学校を設置するものである。もう1つは、学習期ごとの統合であり、各市町村には学校が残るが、特定の学習期の児童のみを収容する。児童から見ると、学習期に応じて通う学校が異なることになる。第2は、「農村学校とコミュニケーション」(École rurale et Communication)であり、1980年代初めから行われている。たとえば、小学校の同じ学年の児童を集めサッカーの試合など、小規模校の学校の児童を定期的に数日間集めて交流活動を行うものである。第3は、「連携とアニメーションの大学区移動教員チーム」(équipes mobiles académiques de liaison et d'animation)であり、教材を積んだ車で教員が農村学校を訪問する試みである。さらに、1999年にはロワイヤル大臣により「農村学校とコレージュのネットワーク」に関する通達が出され、ネットワーク化が進められている(Alpes, Y. et al. 2001:19-20)。

(2) 市町村間学校統合の動向

次に、上記の市町村間広域行政学校統合(RPI)の動向を見ておきたい。「農村部が優勢な地域」全体では40%を超える学校がRPIであると指摘されるように(Alpes, Y. et Fauquet. J.-L. 2009:55)、農村部における学校設置の在り方を大きく規定しているからである。RPIも含めた、学校間ネットワークについては2003年に国民教育省中央視学局から報告書が出されており、以下では主に同報告書に基づき、その動向と現状を見ることとする。

まず、注意すべきは、RPI、学校間ネットワークなどの形態は、農村部では代表的なものであるが、法的根拠がなく、各市町村を担当する視学官のイニシアティブにより実施されているという点である。唯一の法規定は、先に見た教育法典L.212-2条であり、これは集中型RPIに相当するものである

通達等の法令における RPI への言及をみると、最初は、単級学校に関する法令に、次に、より広く学区図に関するもの、近年では国土計画や農村部における教育公役務の位置づけに関する法令に登場していることが確認できるが、政策の基本方針に明確さや一貫性を欠いていると指摘されている。

1975 年 5 月 20 日付通達は、学校統合により、より同質的な児童集団を構成するといった教育上の組織の有効性は尊重しつつも、行政上では RPI は単級学校の並列にすぎず、したがって学校規模の基準は各学校に厳格に適用されるべきであるとしている。一方、1987 年 12 月 17 日付通達では、反対に、単級学校の維持を明確に打ち出し、「農村学校のネットワークの再構築」の必要性を提起している。1993 年には、首相が農村部における単級学校の廃止について、「猶予措置」をみとめ、農村の過疎化など、廃校に伴う有害な効果がありうる場合、廃校を猶予することとされた。これをきっかけとして、統合のペースはダウンすることになる。1998 年 12 月 17 日付通達は「孤立した農村部における教育制度の将来」に関するものであり、単級学校の廃止に係る猶予措置を認めるとともに、農村学校のネットワークの設置を強く勧めている。

次に実態についてみてみよう。学校間ネットワークの実態は、学校の現代化や就学人口の変化に伴い非常に多様化している。RPI についてみると、2001 年の時点では 4768 校あり、そのうち、3755 校（79%）が「分散型」であり、1013 校が（21%）が「集中型」である。その通学区域の広がりを見ると、前者では平均 2.83 市町村を、後者では 3.43 市町村を含んでいる。また、1999 年では、RPI は合計で 13061 学級を有しており、小学校の全学級数の 8.45% を占めている。また、RPI の平均学級数は 2.99 学級で、1 学級当たりの平均児童数は 20.2 人である。この年の小学校全体での平均児童数は 22.3 人であるから学級規模に大きな違いはないといえる。また、農村学校ネットワークについては、先の 1998 年通達の 4 年後に当たる 2002 年 12 月の時点で、44 県の 321 ヶ所で設置されている。（Duhamel, M. et al 2003:5-10）。

（3）農村学校と学力保障

最後に、農村学校における学力保障の問題を見ておきたい。

一般に、農村学校の特徴として、次の点が指摘されている。

- ・単級学校に象徴される学校規模の小ささ
- ・単級学校の場合、教員の孤立（学校内の教員が一人のみであることによる）
- ・児童が修学期間に出会う教員の数の少なさ
- ・反対に、教員の人事異動は速い
- ・提供できる教育の選択肢の少なさ

- ・外部人材の活用の少なさ
 - ・文化的な活動や、課外活動の貧弱さ
- (Alpes, Y. et al. 2001:19) .

しかし、それでは、農村学校のこうした特徴は、子どもたちの学力に影響を与えているのだろうか。一般に学力を保障するためにはある程度の学校規模が必要であり、一方では子どもたちのアクセスを保障するためにはできるだけ近隣に学校を設置することが求められる。この教育の質と学校の近さは両立不可能と考えられるが、調査結果からはそうとも言えない。

全国学力調査（1993年）の結果の点数を見ると次の通りである。ここでの「農村」とは「役所所在地の集落の人口が2000人以下」の市町村を指している。

	小学校第3学年		コレージュ第1学年 (小学校第5学年時の所属校)	
	フランス語	算数	フランス語	算数
農村の学校	63.1	67.4	69.4	59.9
都市の学校	63.2	67.5	69.2	57.8
合計	63.2	67.4	69.3	58.3

このように、農村学校であるからと言って、基礎学力が低いとはいえ、むしろ都市の学校よりも高いものもある点は確認しておきたい (Alpes, Y. et al. 2001:81,85-86)。

おわりに

本稿では、学校配置制度が教育の機会均等の基底的条件になるととらえ、欧米諸国の中でも最も小規模市町村が多いフランスにおけるその制度の法的根拠と現状を見てきた。フランスの場合、学校設置制度は国と地方公共団体の権限配分を巡る議論の焦点の1つであり、また一方で、農村学校の在り方は国土整備（わが国で言うまちづくり）の課題とも密接に関連している。こうした観点からの検討については稿を改めて論じることとしたい。

注

(1) rural は urbain (都市部の) の対比語であり、狭義の農村以外にも漁村、山村を含む言葉である。école rurale はわが国で言う「僻地校」に当たるが、原語を尊重してここでは「農村学校」と訳しておく。

(2) わが国における先行研究では、藤井佐知子、小林純子、荒井文雄などが

挙げられるが、いずれも通学区域というよりは学校選択に焦点が当てられている。本報告がまずは通学区域や学校配置の基礎的研究を行う所以である。また、フランスの教育行財政制度については、文部省編『諸外国の教育行財政制度』（教育調査第126集）が体系的に整理されたものであるが、2000年の出版であり、第2次権限移譲法以前の制度の概説になっている。

参考文献

- 荒井文雄「フランスにおける学区制度と学校回避—首都圏における学校回避の現状—」『フランス教育学会紀要』21、2009年。
- 門彬「フランスの憲法改正—新たな地方分権改革法の制定—」国立国会図書館『調査と情報』425、2003年。
- 川崎信文「現代フランスの地方自治」中木康夫編『現代フランスの国家と政治』有斐閣、1987年。
- 小林純子「フランスにおける通学区域制度改革とその影響」『日本教育政策学会年報』16、2009年。
- 小林純子「教育の市場化」フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、2009年。
- 藤井佐知子「フランスの学校選択制度—その市場原理的メカニズム」藤田英典他編『ジェンダーと教育』（教育学年報7）世織書房、1999年。
- 文部省編『諸外国の教育行財政制度』（教育調査第126集）大蔵省印刷局、2000年。
- 文部科学省『フランスの教育基本法』国立印刷局、2007年。
- 山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権』日本評論社、2006年。
- Alpes, Y. et al., L'enseignement scolaire en milieu rural et montagnard, Tome 1, Presses Universitaires Franc-Comtoises, 2001.
- Alpes, Y. et Fauguet. J.-L., Sociologie de l'école rural, L'Harmattan, 2009.
- Bacconnier, B. et al., Carte scolaire et aménagement des territoires, Dossier d'actualité de la VST, n° 32, INRP, 2008.
- Broccolichi, S. et al., Les inégalités socio-spatiales d'éducation, Ministère de l'Éducation nationale, Ministère de Recherche, DATAR, 2006.
- La Cour des comptes, Les communes et l'école de la République, 2008.
- Debène, M. et al., Code de l'éducation, Édition 2007, Dalloz, 2009.
- Duhamel, M. et al., L'évolution du réseau des écoles primaires, Rapport au ministre de l'Éducation nationale, n° 03-028, 2003.
- Durand-Prinborgne, C. et Legrand, A., Code de l'éducation, Édition 2006, Litec.

Ministère de l'Éducation nationale, Carte scolaire du premier degré, Rapport 2006.
Ministère de l'Éducation nationale, Repères et références statistiques 2008, La documentation française.
Pouvoir locaux, n°82, Education & Enseignement, Les nouvelles réalités territoriales, Institut de la Décentralisation.
Rouquette, R., La commune et l'école, Éditions du Moniteur, 2004.
Van Zanten, A. et Obin, J.-P., La carte scolaire, PUF, 2008.
Visier, L. et Zoïa, G., La carte scolaire et le territoire urbain, PUF, 2008.

藤井穂高
(東京学芸大学)